

# 日本古代における弩と弩師

大日方 克己\*

## はじめに

弩は、『和名類聚抄』で「於保由美」と訓まれ、矢を遠方まで発射する射遠機である。「臂」とよばれる銃身に弓身を装着し、「機」とよばれる機械仕掛けの引金によって矢を発射する、強力な武器である。「いしゆみ」とも訓まれ、石をはじき飛ばすのに用いた大型の弓と解されることもあるが、養老軍防令衛士上下条には「教習弓馬、用<sub>レ</sub>刀、弄<sub>レ</sub>槍、及発<sub>レ</sub>弩、抛<sub>レ</sub>石」と規定し、令義解は「抛<sub>レ</sub>石」について「抛者、猶擲也。作<sub>レ</sub>機械擲<sub>レ</sub>石擊<sub>レ</sub>敵也」と説明し、弩を発射すること、機械仕掛けで石を擲<sub>レ</sub>うつことを区別している。

そもそも弩は、古代中国では戦国時代以来盛んに使用され、唐代にも重視されていた武器である。日本古代の律令国家でも弩は、軍防令に弓馬、刀、槍と並ぶ武装として、また私蔵を禁止され国家によって独占されるべき重要な武器の一つとして規定されていた。

弩の研究については早く、中国との対比から論じた駒井和愛<sup>(2)</sup>、末永雅雄<sup>(3)</sup>、律令に規定する禁兵器のなかで論じた瀧川政次郎<sup>(4)</sup>などによるもの

があった。専論としては陸奥・出羽・鎮守府の弩と弩師を中心にした板橋源の研究<sup>(5)</sup>を先蹤とし、近江昌司によって文献史料から八・九世紀を中心にした弩と弩師についての基礎的状況が明らかにされた。また榎木謙周によって製造技術の面からも検討が進められた<sup>(7)</sup>。その他に、東北地方の弩の実態を遺構面から明らかにしようとした加藤孝<sup>(8)</sup>、東南アジアなどの民俗事例からの類推で隼人が弩を使用したのではないかとする胡口靖夫<sup>(9)</sup>など、文献以外の資料から弩の実態を明らかにしようとする研究も発表されたが、推測によるところが多いといわざるをえなかった。その後、鳥根県出雲市姫原西遺跡や宮城県伊治城跡から弩の「臂」や「機」などが出土し<sup>(10)</sup>、改めて弩の実態に注目が集まり、石原渉が考古資料としての弩関係品の集約と分析を進めた。さらに鄭淳一はこれまでの研究で十分に論じられていなかった九世紀の弩師の配置を新羅との緊張関係から論じ<sup>(12)</sup>、五十嵐基善は節度使体制との関係から論じた<sup>(13)</sup>。

このように弩については論じつくされたかのようにみえるが、律令国家と軍制のなかでの実態としての弩の位置づけ、官人制度のなかで

\* 鳥根大学法文学部社会文化学科

の弩師の位置づけとその展開については、まだ論じ残されている点があると思われる。本稿では、弩の配備と実態、弩師の設置とその制度上の位置づけ、弩と弩師の終焉に対する全体像を律令国家の歴史的展開のなかで提示し、その特質を明らかにしたい。

## 一 日本古代の弩の実態

### (一) 律令規定の弩

まず律令の規定からみていきたい。養老軍防令は軍団における弩手を規定する。

凡弩手赴<sup>レ</sup>教習<sup>一</sup>、及征行、不<sup>レ</sup>須<sup>レ</sup>科<sup>一</sup>其弓箭<sup>一</sup>。

凡軍団、每<sup>二</sup>一隊<sup>一</sup>、定<sup>二</sup>強壯者二人<sup>一</sup>、分充弩手。均分入<sup>レ</sup>番。

軍団では一隊ごとに強壯者二人を弩手に充てることとしているが、弩自体は所属する軍団から離れた所に赴いて教習を受けるものとされる。弓箭のような通常の武器ではない。また、

凡衛士者、中分<sup>二</sup>一日上、一日下<sup>一</sup>。(中略) 每<sup>二</sup>下日<sup>一</sup>、即令<sup>下</sup>於<sup>二</sup>当府<sup>一</sup>教習<sup>レ</sup>弓馬<sup>一</sup>、用<sup>レ</sup>刀、弄<sup>レ</sup>槍、及発<sup>レ</sup>弩、抛<sup>レ</sup>石。至<sup>二</sup>午時<sup>一</sup>各放還。

仍本府試練、知<sup>二</sup>其進不<sup>一</sup>。即非<sup>二</sup>別勅<sup>一</sup>者、不<sup>レ</sup>得<sup>二</sup>雜使<sup>一</sup>。

と、衛士が衛士府において教練して向上を確認されるべきものとして、弓馬、刀、槍、弩、抛石があげられている。軍団兵士の弩手が教習を受ける場合は衛府などが想定されていたとしてよい。<sup>14)</sup>

したがって弩は軍団や衛府に備えられるべきもの、国家によって独占されるべきものであり、私家所有は禁止されるものと位置づけられることになる。軍防令では軍団の兵士や武器の規定の次に、次のような私家所有禁止規定を置く。

凡私家、不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>鼓・鉦・弩・牟・具装・大角・少角及軍幡<sup>一</sup>。唯樂鼓不<sup>レ</sup>在<sup>二</sup>禁限<sup>一</sup>。

この条文は大宝軍防令にも存在したことが推測される。<sup>15)</sup> 唐擅興律私有禁兵器条疏議には「私有禁兵器、謂甲弩矛稍具装等、依<sup>レ</sup>令、私家不<sup>レ</sup>合<sup>レ</sup>有<sup>一</sup>」<sup>16)</sup>とあり、唐令、少なくとも開元二十五年令には養老令当該条に対応する規定があったとされている。したがって大宝・養老令の弩の私家所有禁止規定は唐令を継受したものである。

律では擅興律私有禁兵器条、賊盜律盜禁兵器条にあるように、軍防令の私家所有禁止に連動する禁兵器の一つとして弩を規定する。

養老擅興律私有禁兵器条は「私有禁兵器<sup>二</sup>者、徒一年<sup>一</sup>」<sup>17)</sup>という逸文しか知られないが、対応する唐律は「諸私有禁兵器<sup>二</sup>者、徒一年半<sup>一</sup>」

弩一張、加<sup>二</sup>二等<sup>一</sup>。甲一領及弩三張、流<sup>二</sup>三千里<sup>一</sup>。甲三領及弩五張、絞私造者、各加<sup>二</sup>一等<sup>一</sup>」と弩を含む禁兵器の私有、私造に対する罰則を規定している。

養老賊盜律盜禁兵器条は、「凡盜禁兵器<sup>二</sup>者、徒一年半<sup>一</sup>。弩、具装者、徒<sup>二</sup>二年<sup>一</sup>」と、弩を含む禁兵器を盗んだ場合の刑罰を規定する。対応する唐律は「諸盜禁兵器<sup>二</sup>者、徒二年<sup>一</sup>。甲、弩者、流<sup>二</sup>二千里<sup>一</sup>」<sup>18)</sup>としている。このように大宝・養老律令の規定の禁兵器として弩が唐律令から継受されていることを確認しておく。

### (二) 弩の実態

では弩の実態はいかなるものであったのであろうか。近江昌司は律令規定にもとづいて軍団に弩が配備され、弩の教習も行われていたとしている。しかし律令の規定がそのまま実行されていたはずだという前

提に拠っており、その前提自体が積極的に論証されているわけではない。改めて検討してみる必要がある。

まず律令以前を検討してみよう。『日本書紀』には弩について四か所にしかみえない。

欽明二十三年六月条は、新羅によつて任那が滅ぼされたことに對して、報復することを誓う欽明の詔である。そのなかに「新羅、長戟強弩、凌<sub>レ</sub>蹙<sub>レ</sub>任那」と、新羅が長戟、強弩して任那を攻めたことと記す。『日本書紀』における弩の初見だが、この詔文のほぼすべてが『梁書』王僧弁伝にみえる承聖元年（五五二）の王僧弁と陳霸先の誓盟文に依拠した潤色で、『日本書紀』の当該部分は『梁書』の「景、長戟彊弩、凌<sub>レ</sub>蹙<sub>レ</sub>盛朝廷」と固有名詞をのぞくとほぼ同表現である。新羅による任那攻撃の実態を示したものとはいえない。

推古二十六年（六一八）八月癸酉条は、高句麗が隋・煬帝の攻撃を打ち破つたので、「俘虜貞公普通二人、及鼓吹弩抛石之類十物、并土物駱駝一匹」を倭国に献上してきたというものである。ここにみえる弩・抛石などは隋からの捕獲品である。

天武元年（六七二）七月壬寅条は、壬申の乱における瀬田橋の戦いの記述である。瀬田橋をはさんで大海人皇子側の村国男依らの軍と戦う大友皇子側の軍勢の描写として「旗幟蔽<sub>レ</sub>野、埃塵連<sub>レ</sub>天。鉦鼓之声、聞<sub>レ</sub>數百里」。列弩乱発、矢下如<sub>レ</sub>雨」とみえる。これは『後漢書』光武紀更始元年（二三）三月条の「旗幟蔽<sub>レ</sub>野、埃塵連<sub>レ</sub>天。鉦鼓之声、聞<sub>レ</sub>數百里」（中略）積弩乱発、矢下如<sub>レ</sub>雨」からの引用であり、これを根拠に壬申の乱の戦闘で弩が使われていたとするわけにはいかない。

天武十四年十一月丙午条は次のように記す。

詔四方国曰、大角小角、鼓吹幡旗、及弩抛之類、不<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>私家。咸収<sub>二</sub>于<sub>一</sub>郡家<sub>一</sub>。

集団戦用の武器の私家所有禁止と「郡家」への収公を命じたもので、そのなかに弩・抛がみえる。これをそのまま解釈すれば、弩・抛などが民間に広く存在、所有されていて、それを国家が禁じて収公したもので、弩などが国家によつて独占されていく律令軍制実施の準備過程ということになる<sup>20</sup>。

しかし、先に論じたようにこの記事は、大宝・養老軍防令の鼓・鉦・弩・牟・具装・大角・少角・軍幡などの私家所有禁止規定に對應し、さらに唐令に遡ることは明らかである。大宝・養老令規定に先立つ私家所有禁止規定としてうち出されたものとして位置づけられるが、ここまで弩が存在し使用されたことを直接示す記述がないことを考えると、これをもつてただちに律令国家成立期に弩が私家所有されていて、それを禁止したとみることは難しい。

このように『日本書紀』にみえる弩は、漢籍からの引用または中国の弩を示すものであり、天武十四年の収公規定も、弩が国家によって独占されるべき位置づけにあることをうちだしたものとみなされる。倭国あるいは日本列島において弩が存在し使用されたことを直接示すものでないといえる。

では考古資料はどうだろうか。考古資料にみえる弩やその関係品については石原渉の検討がある<sup>21</sup>。表1に示したが、四つに大別できる。一つは弥生中〜後期の遺跡から発見されている銅鏃であり、弩で使用される矢の鏃とみなされている。多くは漢式の鏃で、宝器として単体で受容された可能性が高く、最終的には副葬品として埋納されたと考

表1 出土弩関係品一覧 (参照、石原渉「収蔵資料 永初6年銘「弩」について」(『観峰館紀要』3、2007))

	遺跡名	時期	出土品	特徴	出典
1	長崎県杵岐市・原の辻遺跡	弥生中期	三翼鏃	土壙から朝鮮系無紋土器とともに出土	(1)
2	福岡県那珂川町・安徳台遺跡群	弥生中期～後期	三稜鏃	住居跡から出土。大陸・朝鮮半島からの移入品か	(2)
3	福岡県早良区・クエゾノ遺跡内		三稜鏃	7点のうち点は漢式三稜鏃、1点は朝鮮半島製の可能性	(3)
4	福岡県福津市・今川遺跡	弥生中期	三稜鏃		(3)
5	岡山県・窪木遺跡	弥生中期	三稜鏃		(3)
6	香川県・角山麓表採品	弥生中期	三稜鏃		(3)
7	神戸市・会下山遺跡	弥生中期～後期	三翼鏃	2点出土、1点は漢式。土砂崩れの際に発見	(4)
8	鳥取県湯梨浜町長江	弥生中期	三稜鏃		(3)
9	福井県坂井郡内	弥生中期	三稜鏃		(3)
10	岩手県・熊堂古墳	弥生中期	三稜鏃		(3)
11	沖縄県うるま市・宇堅貝塚		三稜鏃		(3)
12	沖縄県読谷村・浜谷貝塚		三稜鏃		(3)
13	島根県出雲市・姫原西遺跡	弥生後期～古墳初期	臂	弩の銃身部、桑の木製、祭祀用木製品	(5)
14	宮城県栗原市・伊治城跡	8世紀後半	弩機	外郭内で内郭東辺に近接する竪穴住居跡から出土	(6)
15	秋田県秋田市・秋田城跡		墨書土器	「弩」銘	(7)

出典

- (1) 『原の辻遺跡特定調査事業発掘調査報告書』1、長崎県教育委員会、1999
- (2) 『安徳台遺跡群』那珂川町文化財調査報告書第67集、那珂川町教育委員会、2006
- (3) 吉留秀敏・茂和敏「福岡市クエゾノ遺跡採集の中国製銅鏃について」『古文化談叢』第27集、九州古文化研究会、1992
- (4) 村川行弘・石野博信『会下山遺跡』芦屋市文化財調査報告第3集、芦屋市教育委員会、1964
- (5) 『姫原西遺跡』一般国道9号出雲バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告1、島根県教育委員会、1999
- (6) 『伊治城—平成11年度第26次発掘調査報告書—』築館町文化財調査報告書第13集、築館町教育委員会、2000
- (7) 『秋田城出土文字資料集』Ⅲ、秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所、2000

えられている。

二つめは弥生後期～古墳初期の遺跡とされている島根県出雲市姫原西遺跡から出土した弩型の木製品である。「臂」とよばれる銃身に当たる部分で、全長九一・四センチ、桑の木で作られているが、実用品ではなく祭祀用の武器型木製品だとされている<sup>22)</sup>。

三つめは宮城県栗原市(旧築館町)伊治城跡出土の弩機である。伊治城は律令国家が東北経営の拠点として設定した城柵の一つで、七世紀中ごろ～九世紀の遺構である。弩機は、外郭東辺内で内郭東辺に近接する第四九一号竪穴住居跡から出土した。同じ竪穴住居跡からは八世紀後半ごろと考えられる土師器、須恵器類が出土している<sup>23)</sup>。弩機は発射装置の部分で、これが銃身部分になる木製の「臂」に装着される。宝亀年間から鎮守府に弩師が配置されていたので、この弩機は伊治城にも配置された弩師の持物ではないかと推測される<sup>24)</sup>。

四つめは奈良・平安期の東北支配の拠点秋田城跡から出土した「弩」銘の墨書土器である。これは弩そのものではないが、平安期に出羽国に弩師が設置されていたので<sup>25)</sup>、それとの関係が推測される。

このように考古出土遺物としては今のところ弥生～古墳初期の遺跡と、奈良・平安期の東北地方の城柵からの出土品のみである。しかも前者は宝器、祭祀用具とみられている。このことは弩自体は、弥生文化のなかで宝器として移入され、形を模した祭祀用品として作成されたこともあったが、古墳期以降は姿を消し、八世紀になって実際に使われるようになった状況を示している。『日本書紀』にみえる弩が、一例を除いて漢籍の引用か、隋からの捕獲品であることとあわせて考えると、七世紀までは実用品としての弩は列島社会ではほとんど存在し

ていなかったとみてよい。天武十四年十一月の集団戦用武器の私家所有禁止収公命令の中に弩がみえるのも、軍防令や擅興律規定に関係したもので、ただちに弩が広く存在しそれを収公するものとすることはできない。

唐律令を継受し軍団制を構築するなかで、隋唐で重要な武器だった弩もまず法規定上受容し、実際に製造、配備されていくのは八世紀以降とみた方がよさそうである。

### (3) 節度使と弩の配備

天平四年(七三二)、新羅との緊張関係から、節度使が東海・東山道、山陰道、西海道に設置された(『統日本紀』同年八月丁亥条)。東海・東山・山陰道諸国の兵器・牛馬の他道への移動を禁止し、百石以上の船を造って軍備を整備し、軍糧を蓄え、兵士を徴発して訓練を行うことなどが規定された(『統日本紀』同年八月壬辰条)。

実際の軍備の状況は天平六年度出雲国計会帳からうかがうことができる。<sup>26)</sup>出雲国計会帳には、石見国に置かれたとみられる山陰道節度使鎮所と出雲国府の間で取り交わされた節度使符や出雲国解などが記載されている。そのなかには烽火の設置、兵器の新造、修理あるいは歩射や馬射の訓練のための人員の派遣などを出雲国に命じたものがあるが、弩の製造と配置に関するものもみえる。

まず天平五年八月二十日付節度使符で弩の製作教習を受ける工匠二人の進上が出雲国に命じられた。出雲国は九月十四日に大石村主大國ら二人を造弩生として参向させている。彼らが弩の前様とともに帰国したのは十一月三十日<sup>27)</sup>で、その間の十月十一日付で節度使から弩の材

料として枯の採取が命じられ、同時に出雲目の小野淑奈麻呂が造兵器別当とされた。<sup>28)</sup>大石の帰国とともに、すぐに様にしたがって弩の製造にとりかかり、ほどなく完成したのであろう。天平六年三月二十三日には要地六か所に弩を配置することが節度使から命じられている。

このように節度使のもとで、弩の製造が教習され、それにしたがって製造、配備されたということは、そもそも軍防令の規定にもかかわらず既存の軍団には弩が配置されておらず、また教習されなければ弩の製造もできなかったことを示している。弩は節度使体制下ではじめて本格的に配備されたものといえる。<sup>29)</sup>

節度使はその後もなく廃止されるが、節度使体制下で整備された弩は、天平十二年の藤原広嗣の乱で実戦に用いられたことが『統日本紀』の記事からうかがえる。

大宰少弐に左遷された藤原広嗣は、天平十二年八月末に西海道諸国の兵を集めて挙兵した。これに対して政府は大野東人を大將軍に任命して鎮圧にあたった(『統日本紀』同年九月丁亥条)。広嗣軍の動向を記したなかに「広嗣於遠珂郡家。造軍宮儲兵弩。而拳烽火。徵發国内兵矣」(『統日本紀』同年九月戊申条)とみえ、広嗣軍が遠珂郡家に軍宮を造り、弩を装備していたという様子が記されている。弩や烽火など節度使体制下に特徴的な軍事施設や兵器がみえていることから、広嗣軍の軍事動員の背後には、天平四年に西海道節度使の下で整備され、後に「行軍式」として成文化されていくような動員体制の存在が推測できる。<sup>30)</sup>弩は、広嗣軍だけでなく政府軍側の装備としてもみえる。板櫃河を渡ろうとした広嗣軍に対して、「佐伯宿祢常人・安倍朝臣虫麻呂、發弩射之。広嗣衆却到於河西」と、政府軍は弩で迎撃し河の

西へ退却させたとしている（『続日本紀』同年十月壬戌条）。このように双方が弩を用いたと記述されており、それは節度使体制下で整備されたものとみてよい。

その後も、天平勝宝五年（七五三）十月二十一日太政官符（『類聚三代格』卷十八）にも、兵士を雑役に差料することを禁じるとともに、兵士が国府に集合したとき「撃<sub>レ</sub>劍、弄<sub>レ</sub>槍、発<sub>レ</sub>弩、抛<sub>レ</sub>石」ことを命じていることがみえる。しばらくは軍団には弩が配備され続け、訓練もされていたらしい。

#### （4）平安期の弩

しかしこれら軍団の弩が、その後もどの程度長期間にわたって継続的かつ実効性をもって配備され続けたかは疑問である。次章で論じるように、八世紀後半に鎮守府と大宰府、九世紀に諸国に弩師が配置されていくことは、逆に軍団や軍団廃止後の国府等において弩の維持・管理、あるいは製造・補充が自律的にはなされず、また操作できる者も十分に存在しない状況になっていたことを示している。<sup>(31)</sup> 承和四年（八三七）二月、陸奥国に再び弩師を設置することになったが、『続日本後紀』二月辛丑条に引く陸奥国解はその理由として「今見<sub>二</sub>庫中弩<sub>一</sub>。或大体不<sub>レ</sub>調、或機牙差誤<sub>一</sub>と指摘する。<sup>(32)</sup> とくに引金にあたる「機牙」の部分が損傷しやすく、複雑な構造でもあることから調整、修理の技術が十分でないまま機能不全におちいつていたことが示されている。また「雖<sub>レ</sub>有生徒<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>入督習<sub>一</sub>」と、軍団内や諸国において弩の技術自体が教習、継承されないままになっている状況も指摘する。

一方でこの時期、陸奥では蝦夷の擾乱が起こっていた。それは承和

二年前半には兆しがみられ、承和四年～七年に援兵が差発される事態になった。<sup>(33)</sup> こうしたなか武器としての弩が再認識され、承和二年九月に島木史真によって新弩が作成された。それは「縦令四面可<sub>レ</sub>射、廻転易<sub>レ</sub>発<sub>一</sub>」と、四面に射させる場合でも、回転して発射しやすいものになっているという。弩を台に据えつけて回転させながら多方向に発射できる構造になっていたのであろう。早速大臣以下が諸衛府を集めて朱雀門前で南に向けて試射させたところ、矢が見えないほど早く、的に当たったかわからないほどはるか遠方まで飛んだという（『続日本後紀』同年九月乙卯条）。承和五年には美濃国で古様の弩二千脚を廃棄して新様の弩四脚を製造することになっている（『続日本後紀』同年五月丁卯条）。これらが承和四年の陸奥国の弩師の再設置問題につながり、新弩も配備されたとみられる。

そして次章で論じるように貞観年間に危機意識が高まると、日本海沿岸諸国に弩師が設置されていく。元慶二年（八七八）の出羽・俘囚の反乱のなかでも、俘囚によって「焼盜」された物品のなかに弩二九具、手弩百具がみえる（『三代実録』元慶五年四月二十五日条）。

その後も瀬戸内海海賊対策として弩の使用が試みられることはあった。承平四年（九三四）六月二十九日には、「於<sub>二</sub>神泉馬出殿<sub>一</sub>、試<sub>二</sub>右衛門志貞直・内蔵史生宗良・左近衛常蔭等之弩<sub>一</sub>。為<sub>レ</sub>遣<sub>二</sub>海賊所<sub>一</sub>也」と、海賊追捕に派遣するため右衛門志比部貞直ら三人に弩を試射させている。七月二十六日には、兵庫允在原相安が「諸家兵士并武蔵兵士等」を率いて海賊追捕に発向している（以上『扶桑略記』）。この承平年間海賊の活動が同六年から藤原純友の乱に直接つながっていく。寛平七年（八九五）に伊予国に弩師が設置されていることも（『類聚三代格』

卷五同年十一月二日太政官符）海賊対策の一環であり、射程距離の長い強力な弩は、海から近づく海賊を迎撃するのに有効だと考えられたのである。

このように対外的、軍事的に緊張が高まるたびに、弩が認識され弩師の配置、弩の改良、試射が試みられた。そのことは逆に、弩自体が恒常的に維持、訓練されていなかったことを示している。

そして十一世紀までには弩師の実態は失われ、弩もほとんど使われなくなってしまうようである。十一世紀以降も東北地方では弩が使われていたとして『陸奥話記』の記述があげられることもある。しかし『陸奥話記』に弩がみえるのは厨川の戦いの安倍貞任側の描写二か所のみである。それは次のような記述である。<sup>(36)</sup>

康平五年（一〇六二）九月十五日、官軍は安倍貞任らの立て籠もる厨川・姫戸二柵に到着する。この柵について「亦掘墮。隍底倒立刃、地上蒔鉄刃。<sup>(a)</sup>遠者発弩射之、近者投石打之」と描写する。そして「十六日卯時、攻戦。終日通夜。積弩乱発、矢石如雨。城中固守、不被拔之。官軍死者、数百人」という状況になったが、翌十七日の交戦で柵は陥落し貞任は敗死する。『扶桑略記』康平五年十二月二十八日条に引用する「奥州合戦記」にも「十六日卯時、攻戦。終日通夜。積弩乱発、矢石如雨。官軍死者数百人」と、まったく同じ記述がみえる。

傍線部（b）のうち「矢石如雨」について、日本思想大系『古代政治社会思想』所収本（大曾根章介校注）の頭註では、『旧唐書』忠義列伝下「薛愿、河東汾陰人、（中略）雲梯衝柵、四面運合、鼓譟如雷、矢石如雨」からの引用としている。しかし前掲『日本書紀』壬申の乱の記述にも引用された『後漢書』光武紀更始元年三月条に「積弩乱発、

矢下如雨」（傍点、引用者）と一字を除いて同一表現があることにも注目すべきだろう。「矢下」を「矢石」と変えたのも、『本朝統文粹』卷六所収の源頼義が伊予守に重任されんことを請う奏状（年月日未詳）、『朝野群載』卷二十二所収の康平七年の源義家が越中守に遷任されんことを請う奏状に共通して、自らの奮戦ぶりを命をかえりみず「矢石」をかくいぐつてきたとする表現がみられるという上野武の指摘が参考になる。そのほか、『文選』、『明文抄』などにも類似表現がみえる。<sup>(38)</sup>

傍線部（a）については、今のところ全く同一の表現が漢籍に見出されていないが、傍線部（b）に対応する表現であること、『陸奥話記』自体が、戦闘場面を中心に随所に『史記』『漢書』『後漢書』『宋史』『論語』『莊子』『文選』『呉子』『孫子』など多数の中国古典からの引用や故事をふまえた部分のあることが指摘されていることからすると、実際に前九年合戦で弩が戦闘に使用された根拠とするには躊躇する。その他の十一世紀の史料に弩の使用例が見いだせない以上、もはや弩は使用されなくなっていたとみるべきであろう。

長元三年（一〇三〇）ころの作成と推測される「上野国交替実録帳」においても国府の「無美」として手弩をあげている。<sup>(40)</sup>本来国府に弩が配備されていたものの、破損しても製造、補充されなのまま失われていったことが示されている。一般の弓と異なり、結局は武器として定着しないままに終わっていったのである。

## 二 弩師の設置

### （一）大宰府の弩と弩師

弩は配備されたとしても、だれもがすぐに扱えるものではなかった。

教習や調整あるいは製造のためにも弩師が設置、任命された。まず八世紀後半の大宰府、鎮守府からはじまって九世紀には日本海沿岸諸国を中心に設置されていった。貞観十一年（八六九）十一月二十九日太政官符所引長門国解（『類聚三代格』巻五）に「此国素置軍団調習兵戎。而有弩機無其師」、山陰道に対して弩師の点定を命じた同十二年二月十二日太政官符に「作弩調習以備機急」（『類聚三代格』巻五貞観十二年五月十九日太政官符所引）とあるように、弩師は弩の製造や教習を任務として設置された。

はじめて弩師が設置されたのは天平宝字六年（七六二）の大宰府である（『続日本紀』同年四月辛未条）。これは藤原仲麻呂政権下で進められた唐の安祿山の乱への対応、新羅征討計画と軍備増強政策の一貫として位置づけられる。

天平宝字三年三月二十四日に大宰府は「辺戍の不安」四か条で軍備強化を提起し（『続日本紀』同日条）、六月にはこれまでの「警固式」に代わって「行軍式」がつくられ（『続日本紀』同六月壬子条）、九月十九日には新羅攻撃用船五百艘の建造が北陸・山陰・山陽・南海道諸国に命じられた（『続日本紀』同日条）。翌四年十一月には授刀舎人春日部三関ら六人に大宰大式吉備真備が諸葛亮の八陳、孫子の九地、結管向背を教授した（『続日本紀』同十一月丙申条）。五年八月には唐使沈惟岳を伴って帰国した遣唐使高元度らよって、武器製造や弓を作る材料の調達のを要請が唐からもたらされ（『続日本紀』同八月甲子条）、政府は山陰・山陽・南海道諸国に牛角の貢納とそれらを送るための遣唐使船の建造も命じている（『続日本紀』同九月辛酉条）。十一月には東海・南海・西海道各節度使が任命された。とくに西海道節度使に

は吉備真備が任命された（『続日本紀』同十一月丁酉条）。そして六年正月には、東海・南海・西海道節度使料としての綿襖各二万二五〇具が「唐国新様」にもとづいて大宰府で製造された（『続日本紀』同正月丁未条）。

このような軍備は遣唐副使としての帰国後に大宰大式に任じられた吉備真備が中心となったとみるべきだろう。真備は武器や兵法にも詳しく、唐で学び見聞した経験から改めて弩の重要性を認識し、弩師の設置を提起したものと考えられる。

大宰府弩師はその後、延暦十六年（七九七）に一旦停廃されたが、弘仁五年（八一四）に「不虞之備不可不備」として、史生一名を振替える形で再置された（『類聚三代格』巻五弘仁五年五月二十一日太政官符）。

延暦年間には政府の危機意識が後退し、大宰府に対してもさまざまな軍備縮小策がとられている。延暦十一年の軍団兵士制の廃止は大宰府管内を除外したものだ（『類聚三代格』巻十八延暦十一年六月七日勅）、延暦十四年に東国防人が老岐・対馬を除き廃止され、大宰府の防人司も廃止された（『類聚三代格』巻十八延暦十四年十一月二十二日太政官符）。老岐・対馬の防人は筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後諸国の兵士で維持されたが、延暦二十三年には老岐島の防人は島の兵士に置き換えられた（『日本後紀』同年六月甲子条）。延暦十八年には、元日威儀料だけは別倉に移し、他の兵器は「不動」とするという府庫の閉鎖も命じられている（『類聚三代格』巻十八貞観十二年五月二日太政官符）。こうした縮小策のなかに延暦十六年の弩師廃止も位置づけられる。

弘仁五年の弩師の再置は、弘仁年間に入って再び新羅「賊船」への警戒が高まったためである。弘仁二年十二月に新羅「賊船」が対馬とその近海に出没し、『日本後紀』弘仁三年正月甲子条、弘仁四年二月には新羅人一一〇人が肥前国小値賀島に着岸し、島民と戦闘するといふ事件の発生（『日本紀略』同年三月辛未条）をうけてのことである。<sup>42</sup>

その後寛平六年（八九四）九月に、さらに史生一員を減じて弩師一員を増員することになった（『類聚三代格』卷五寛平六年九月十三日太政官符）。「若有「病故」誰補「其闕」」とあるが、同年二月～五月にかけて新羅海賊が対馬を襲撃していることへの対応の一つである。

このように大宰府の弩師の設置は、天平宝字六年、弘仁五年、寛平六年といずれも新羅関係が緊張したことをうけての軍備の一環として位置づけることができる。

## （2）鎮守府・陸奥・出羽の弩師

『類聚三代格』卷五加減諸国官員并配置事には、弩師の設置に関する格を収載している。そのうちの天長五年（八二八）正月二十三日太政官符によると、宝亀年間以来鎮守府の弩師は式部省補任だったが、大同年間より式部・兵部両省補任となっていたと述べ、今後は兵部省補任とすべきこととした。これによると鎮守府弩師は宝亀年間には設置されていたことになる。

鎮守府は神亀元年（七二四）ころに成立したが、当初は臨時の官の性格が強く、常置の官となるのは天平宝字初年だとされている。<sup>43</sup>『類聚三代格』卷六天平宝字三年（七五九）七月二十三日乾政官奏は、同年十一月十一日に諸国の国司の公廩配分率を定めたことをうけて、鎮

守府官人の公廩配分率を規定したものである。<sup>45</sup>ここでは將軍、將監、將曹が規定され、それぞれ守、掾、目に准じるとされている。この配分比率が弘仁民部式に継承されるが、史生に准じるとされた医師、弩師は天平宝字三年乾政官奏にはみえない。これらをふまえて鈴木拓也は弩師の設置を宝亀五年（七七四）とする。<sup>46</sup>同年からいわゆる三十八年戦争に突入する。大宰府の弩師にならって蝦夷戦争への実戦配備のために設置されたのである。

陸奥国弩師は『類聚三代格』卷五大同五年（八一〇）三月一日太政官符を初見とする。陸奥国史生と弩師の秩限を西海道諸国に准じて六年から五年に短縮するものである。鈴木拓也は、按察使・鎮守府官人と国司の兼任がなくなるのは大同三年以降でそれにあわせて、それまで陸奥国のみで置かれていた医師が鎮守府にも置かれ、鎮守府のみで置かれていた弩師が陸奥国にも置かれたとし、これによって官人構成からも鎮守府と陸奥国は分離したとする。<sup>47</sup>

出羽国弩師は『類聚三代格』卷五弘仁三年（八一二）十一月十五日太政官符が初見である。これは出羽国史生と弩師の秩限を、前述の大同五年五月三月一日太政官符に准じて五年とするものである。このとき陸奥国に引き続いて出羽国にも弩師が設置されたとみられる。その後、弘仁五年七月十七日論奏で秩限を四年とされたが、改めて翌七年正月十二日太政官符によって陸奥・出羽国の史生・弩師の秩限を五年と定めている（『類聚三代格』卷五弘仁七年正月十二日太政官符）。ところが承和四年（八三七）二月八日に陸奥国解の申請によって、鎮守府に准じて弩師を設置し公廩一分を給する太政官符が出されている（『続日本後紀』、『類聚三代格』卷五承和四年二月八日太政官符）。

板橋源の指摘するように、弘仁年間以降弩師が任命されなくなつたため再置したものと解することもできるが、この太政官符の重要な点は「其公廩准二分給、更不加拳」にある。

「弘仁主税式」には次のような規定がある。

凡国司<sup>④</sup>外<sup>⑤</sup>公廩<sup>⑥</sup>差<sup>⑦</sup>法者、大上国長官<sup>⑧</sup>六分、次官<sup>⑨</sup>四分、判官<sup>⑩</sup>三分、主典<sup>⑪</sup>二分、史生<sup>⑫</sup>一分。中国<sup>⑬</sup>无<sup>⑭</sup>介<sup>⑮</sup>則<sup>⑯</sup>長官<sup>⑰</sup>五分。下国<sup>⑱</sup>无<sup>⑲</sup>掾<sup>⑳</sup>則<sup>㉑</sup>長官<sup>㉒</sup>四分。員外司者各准<sup>㉓</sup>当員<sup>㉔</sup>。其国博士、醫師准<sup>㉕</sup>史生<sup>㉖</sup>。但陸奥国博士、醫師、陰陽師並准<sup>㉗</sup>目。鎮守將軍准<sup>㉘</sup>守、副將軍准<sup>㉙</sup>介、軍監准<sup>㉚</sup>掾、軍曹准<sup>㉛</sup>目、醫師、弩師准<sup>㉜</sup>史生<sup>㉝</sup>。若帶<sup>㉞</sup>国者、不<sup>㉟</sup>須<sup>㊱</sup>兩給<sup>㊲</sup>。

これは諸国公廩稲の配分の規定で、大国の場合、守六分、介四分、掾三分、目二分、史生一分、国博士・醫師は史生に准じ一分とするものである。配分率自体は天平宝字元年（七五七）十月の規定に始まる（『続日本紀』同十月乙卯条）。弘仁式では陸奥国の場合、国博士、醫師、陰陽師は目に准じ二分とするが、弩師については規定していない。鎮守府については將軍が守に准じ六分、副將軍は介に准じ四分、軍監は掾に准じ三分、軍曹は目に准じ二分、醫師、弩師は史生に准じ一分とするものである。この規定は鎮守府の副將軍が廃止されて削除されることを除いて『延喜式』主税上に継承される。

弘仁格式は弘仁十一年（八二〇）四月二十一日に一応完成し奏上はされたものの後も修訂が続けられ、天長七年（八三〇）十月七日に改めて奏上され、十一月十七日に施行された。しかしその後も修訂は続けられ、承和七年（八四〇）四月二十二日に改定された弘仁格式が施行された<sup>④</sup>。

前述のように弘仁十一年以前に陸奥・出羽国の弩師が設置されてい

るはずなのに、弘仁式には反映されていない。現存する「弘仁主税式」には大宰府官の公廩配分の規定もみえない。こうした不備も弘仁十一年以降の修訂の理由の一つだったのであろうが、結局、陸奥国等の弩師については規定されなまま延喜式に至るようである。承和四年太政官符で陸奥国弩師を史生に准じ一分としたのは、こうした弘仁式の不備を補う意味もあつたのであろう。以後、諸国の弩師設置を命じるほとんどの太政官符で、史生一員を廃することを明記していくのも、単に史生を減員して弩師に充てるという意だけでなく、史生と同じく一分の公廩配分を受けることを明示するものであつたといえる。

その後、出羽国弩師については、元慶二年（八七八）の俘囚の乱に際して、権弩師神服直雄が戦死し（『三代実録』元慶二年六月七日条）、前弩師秦忌寸能仁が私殺をもつて軍糧に充てたり（『三代実録』元慶五年十一月十七日条）、甲冑を進上したりしている（『三代実録』元慶四年二月十七日条）という記述がみえる。

### （3）諸国弩師の設置

承和年間以降になると軍事的緊張が高まるたびに関係する諸国へ弩師が設置されていく。いずれも史生を減員して充てるものだった。『類聚三代格』の鼈頭標目によれば、これらを命じた格は貞観、延喜の式部格に収められ、また『延喜式』式部上に弩師等の補任帳進上が規定されており、弩師は式部省補任とされていた。

諸国への設置の状況は表2に整理したとおりである。設置は時期と地域からいくつかのグループにまとめられる。(1)承和五年（八三八）の嵯岐、嘉祥二年（八四九）の対馬、(2)貞観十一年（八六九）〜十七年

表2 諸国弩師の設置

年. 月. 日	配置府国	弩師名	史生減員
弘仁 5(814). 5. 21	大宰府		1
承和 4(837). 2. 8	陸奥		なし
5(838). 7. 25	壹岐		1
嘉祥 2(849). 2. 25	対馬*		1
貞観 11(869). 3. 7	隠岐		1
	12. 2	長門	1
	12(870). 5. 19	出雲	1
	7. 19	因幡	1
	13(871). 8. 16	伯耆	1
	17(875). 11. 13	石見	1
元慶 3(879). 2. 5	肥前		1
4(880). 8. 7	佐渡		1
	8. 12	越後	1
寛平 6(894). 8. 21	能登		1
	9. 13	大宰府	1
	7(895). 7. 25	越前	1
	11. 2	伊予	1
	12. 9	越中	1
昌泰 2(899). 4. 5	肥後		1

\*『続日本後紀』嘉祥2年2月庚戌条。以外の出典はいずれも『類聚三代格』巻5

の山陰道、(3)元慶三(八七九)・四年の肥前と越後・佐渡、(4)寛平六年(八九四)〜昌泰元年(八九八)の大宰府・肥後、北陸道の能登・越前・越中、南海道の伊予、である。以下、それぞれについて地域的、歴史的な性格を検討してみたい。

(1) 承和〜嘉祥、対馬・壹岐

承和五年の壹岐への設置は「此島所<sub>レ</sub>設置仗之中有<sub>レ</sub>弩百脚<sub>一</sub>。而無<sub>レ</sub>人機調<sub>一</sub>難備<sub>一</sub>非常。今新羅商人往来不<sub>レ</sub>絶。警固之事不<sub>レ</sub>可<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>暫忘<sub>一</sub>」(『類聚三代格』巻五承和五年七月二十五日太政官符)という壹岐島からの申請によりものである。すでに弩百脚が配備されているがそれを扱える人がいないという。前述の天平宝字年間以来の軍備の一環で壹

岐島にも弩が配備されていたのであろう。こうした状況は、繰り返し論じてきているように、弩は配備されてもその調整や使用方法などが教習、継承されないままだったことを示している。改めて新羅に対する警戒体制の一環として弩を使用するためにも弩師が必要とされたのである。

嘉祥二年の対馬も「此島居<sub>二</sub>海中<sub>一</sub>、地近<sub>二</sub>新羅<sub>一</sub>。若有<sub>二</sub>機空<sub>一</sub>二者、何以備<sub>二</sub>不虞<sub>一</sub>」と、同様な事情が設置を申請する対馬島司解に述べられている(『続日本後紀』同年二月庚戌条)。

(2) 貞観十一年〜十七年、山陰道

この時期の弩師の設置は、まず貞観十一年の隠岐、長門、同十二年の出雲、因幡、伯耆、同十七年の石見という西日本海沿岸諸国にそれぞれ史生一員を減じて設置されている。これら貞観期の弩師の配置については新羅への警戒体制の一環として設置されていたことがすでに指摘されている<sup>(10)</sup>。その大筋については従うべきだが、細部において問題があるので次節で検討する。

(3) 元慶三・四年、肥前・北陸道

越後と佐渡は元慶二年の俘囚の反乱の影響で、出羽に隣接した諸国へ設置されたものとみなせる。また東北の兵乱が「隣国」の侵攻というかたちで波及することを警戒して、大宰府・壹岐・対馬に加えて弩師が未設置だった肥前への設置に至ったものと考えられる。

(4) 寛平六〜昌泰元年、大宰府・北陸道・南海道

寛平五〜六年に新羅海賊が北部九州各地を襲撃したことを契機としたものである。それは寛平五年五月に肥前国松浦郡を襲撃したことはじまり(『日本紀略』同月二十一日条)、閏五月には肥後国飽田郡を

襲撃（『日本紀略』同月三日条）、翌六年四月には対馬を大規模に襲撃したものである。大宰府の要請で政府は対応のため、参議藤原国経を大宰権帥に任じ（『日本紀略』同年四月十六日条、北陸・山陰・山陽諸道に警固と軍事力の動員、東海・東山二道の勇士の召集を命じた（『日本紀略』同年四月十七日・十八日条）。その後いったん海賊は退去したが、九月になって再度対馬を四五隻で襲撃し、対馬守文室善友が郡司ら在地武力を用いて撃退した（『扶桑略記』同年九月五日条）。

こうしたなかで、新羅海賊に備えた警戒体制が西海道、日本海沿岸にとられ、山陰道では緊急時の連絡用として、寛平六年九月に隠岐国の申請により烽火が再構築された<sup>⑬</sup>。貞観期に未配置だった日本海沿海の能登、越前、越中、少し遅れて海賊の被害を受けた肥後にも設置され、大宰府の弩師も二人に増員された。それとともに伊予にも弩師が設置された。貞観期に活発化した瀬戸内海海賊対策は新羅問題と連動すると捉えられているが<sup>⑭</sup>、同様に寛平期の新羅海賊も瀬戸内海海賊活動に波及すると認識されたのであろう。

#### （4）貞観期の弩師の設置

この貞観年間を中心に各地で大地震や火山噴火や怪異があいつぎ<sup>⑮</sup>、とくに貞観八年（八六六）と十一年に危機感が大きくなった。貞観八年は応天門の変と新羅通謀事件によるところが大きい。そして著亀の結果として「新羅賊兵常窺 間隙」。災変之発唯縁「斯事」とされ、新羅に対する警戒体制をとることにつながった（『三代実録』同八年十一月十七日条）。

貞観八年に発覚した新羅との通謀事件は二件ある。一つは七月に発

覚した肥前国基肆郡擬大領山春永らの事件である。それは藤津郡領葛津貞津・高来郡擬大領大刀主・彼杵郡人永岡藤津らとともに、新羅人珍宝長と新羅に渡り「造兵弩器械之術」を教習し対馬を襲撃しようとしていると告発されたものである（『三代実録』同年七月十五日条）。新羅と通謀することへの警戒だけでなく、武器としての弩が再認識された事件でもある。

二件目は、対馬守越智貞厚（貞原<sup>⑯</sup>）が新羅人と結んで反逆を謀っていると密告された事件である。貞観十一年十月になって誣告だったことが判明したが、国内の殺人事件を知らながら検挙しなかったという別件で貞厚は流罪とされた（『三代実録』同年十月二十六日条）。いずれにせよこれらが新羅への警戒体制へ直接つながった。

これらを受けて貞観八年十一月十七日に大宰府と能登・因幡・伯耆・出雲・石見・隠岐・長門の諸国に諸神への班幣と防衛に努めること、健児や統領・選士らの軍事訓練が命じられた（『三代実録』同日条）。引き続き翌九年五月二十六日には伯耆・出雲・石見・隠岐・長門の諸国に対して四天王像の安置と修法が命じられた（『三代実録』同日条）。

隠岐国に弩師の設置を命じた貞観十一年三月七日太政官符は、同九年五月二十六日太政官符により新羅への警護が命じられたものの弩も弩師もないため、史生を減じて弩師を任命することを隠岐国が申請し認可されたものである（『類聚三代格』卷五）。この貞観九年五月二十六日太政官符は、先の四天王像設置と修法の命令と同時に出されたものである。守越智貞厚の新羅通謀誣告事件もあって、まず隠岐に弩師が設置されたのである。

この貞観十一年は、五月に陸奥を大地震・大津波が襲い（『三代実録』

同年五月二十六日条)、それとほぼ同じころ新羅海賊が博多を襲撃して豊前国貢調船を略奪するという事件が発生し(『三代実録』同年六月十五日条)、政府の危機感は一頂点に達した。それを受けた軍事的警戒体制として、同年十一月に長門<sup>(55)</sup>、翌十二年に出雲・因幡・伯耆国へ弩師が設置されていくのである。それは四天王像の安置と修法とあわせた警固体制として構築された。

出雲国弩師の設置を命じた貞観十二年五月十九日太政官符(『類聚三代格』卷五)を掲げる。

### 太政官符

応<sub>下</sub>以<sub>二</sub>権史生鷹高松雄<sub>一</sub>遷<sub>補</sub>弩師<sub>上</sub>事

右得<sub>二</sub>出雲国解<sub>一</sub>、謹案<sub>下</sub>太政官去二月十二日下<sub>二</sub>当道<sub>一</sub>符<sub>上</sub>、得<sub>二</sub>大宰府解<sub>一</sub>、大鳥集<sub>二</sub>于兵庫楼上<sub>一</sub>。訪<sub>二</sub>之下<sub>一</sub>筮<sub>二</sub>当<sub>一</sub>有<sub>二</sub>隣国兵事<sub>一</sub>者。如<sub>レ</sub>聞、新羅商船時々到着。假令託<sub>二</sub>事商賈<sub>一</sub>来<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>侵暴<sub>一</sub>、忽无<sub>二</sub>其備<sub>一</sub>、恐同<sub>二</sub>慢藏<sub>一</sub>。右大臣宣、奉<sub>レ</sub>勅、居<sub>レ</sub>安慮<sub>レ</sub>危、有<sub>レ</sub>国所<sub>レ</sub>先、慎<sub>レ</sub>微防<sub>レ</sub>萌、安<sub>レ</sub>民急務。宜<sub>下</sub>仰<sub>二</sub>縁<sub>レ</sub>海国<sub>一</sub>勤<sub>レ</sub>脩<sub>二</sub>武衛<sub>一</sub>、屢加<sub>二</sub>巡察<sub>一</sub>、俾<sub>レ</sub>慎<sub>二</sub>斥候<sub>一</sub>。又作<sub>レ</sub>弩調習以備<sub>二</sub>機急<sub>一</sub>、兼有<sub>二</sub>堪<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>師者<sub>一</sub>、点定<sub>二</sub>言上者<sub>一</sub>。今件松雄昔備<sub>二</sub>宿衛<sub>一</sub>、頗習<sub>二</sub>兵弩<sub>一</sub>、見<sub>二</sub>其才略<sub>一</sub>、良堪<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>師。望請。遷<sub>補</sub>弩師<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>伝<sub>二</sub>其術<sub>一</sub>。秩限<sub>二</sub>六年<sub>一</sub>、俸准<sub>二</sub>二分<sub>一</sub>。謹請<sub>二</sub>官裁者<sub>一</sub>。從<sub>二</sub>三位守大納言兼左近衛大将行陸奥出羽按察使藤原朝臣基経宣<sub>一</sub>。奉<sub>レ</sub>勅、宜<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>之。但史生一人待<sub>レ</sub>闕<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>。永<sub>二</sub>弩師<sub>一</sub>。

山陰道に下された二月十二日太政官符により、部内で弩師にふさわしい者がいたら点定して言上することを命じられた。それを受けて出雲国では権史生鷹高松雄を弩師に遷補し、公廩一分を配分することを申

請し、認可されたものである。かわりに史生一人の欠員が生じたら補任せず、弩師に振り替えるとする<sup>(56)</sup>。

引用された出雲国解によれば、鷹高松雄はかつて宿衛し兵弩を習い、弩の製作技術にも優れているという。鷹高宿祿は延暦四年(七八五)に昆解から改賜姓された右京に本貫をもつ百済系渡来人の系統である<sup>(57)</sup>。鷹高松雄もその一族で出雲権史生に任じられて出雲国に赴任してきていたと考えられる。宿衛して兵弩を習ったという記述も、権史生に任じられる前、衛府官人か舍人としての経験をもっていたことを示すものである。『三代実録』同年十二月二十五日条には「諸衛府官人舍人、兼<sub>二</sub>任<sub>レ</sub>諸国史生<sub>一</sub>者、令<sub>下</sub>式部省<sub>二</sub>移<sub>レ</sub>兵部省<sub>上</sub>」<sup>(58)</sup>とあり、衛府官人・舍人を諸国史生に兼任する場合が示されている。また『延喜式』式部上でも、

凡大舍人勞廿年為限、毎年一人任<sub>二</sub>諸国史生<sub>一</sub>。

凡左右近衛長上十五年、番上廿年為限、每季各二人、左右兵衛各

一人、左右衛門隔年各一人、任<sub>二</sub>諸国史生<sub>一</sub>。

とあり、大舍人、左右近衛・兵衛・衛門からそれぞれ年勞により諸国史生に任じられる規定になっている。鷹高松雄は、衛府官人・舍人から出雲権史生に任じられ、弩師に転じたものとみられる。

出雲国と同様に貞観十二年二月十二日太政官符を受けて同年七月十九日太政官符により因幡国、同年八月十六日太政官符により伯耆国にも弩師が設置、任命された(『類聚三代格』卷五)。因幡国弩師に任じられた黄文真泉も「元直<sub>二</sub>宿衛<sub>一</sub>能習<sub>二</sub>弩術<sub>一</sub>」<sup>(59)</sup>とあり、鷹高松雄と同様に衛府で弩の技術を習得したと考えられる。伯耆国弩師に任じられた高市金弓は「歴<sub>二</sub>試其術<sub>一</sub>」の結果、師たるにふさわしいとされたとす

るが、同じように考えてよいかもしれない。

次にやや遅れて貞観十七年に設置された石見国の場合、公廩の配分が問題になった。『類聚三代格』巻五貞観十七年十一月十三日太政官符によると、正月二十二日付で津守福利が石見国弩師に任じられたが、新置の職とされたため、財源が不明で俸料が支給できなかった。そこで史生一員を減じてその公廩一分を弩師に配分すること、つまり史生一員を減じて弩師を設置する形になった。このことは、鷹高松雄のように権史生から弩師に転じる例もあり、史生と弩師の関係が必ずしも明確化されていなかったことが示されている。国医師や博士と異なって弘仁式で鎮守府以外の弩師が明記されていなかったことも関係しているだろう。しかし、この結果、以後の弩師設置では史生一員を振り替えて一分官とすることが明確になった。

### 三、弩師の任用とその変化

#### (一) 年官制度のなかの弩師

これまで蝦夷、海賊、対外的危機対応のなかでの弩師の設置について、時期を区分して検討してきたが、これまであまり注目されていない任用制度から弩師という官のもう一つの側面を検討してみたい。

寛平・昌泰期を最後に新たな弩師設置の史料はみえない。一方でその二十年ほど後の延喜十四年(九一四)四月二十八日付の三善清行の「意見十二箇条」(『本朝文粹』巻二意見封事)の第十条に注目すべき意見が述べられている。それは「請<sub>レ</sub>停<sub>下</sub>以<sub>レ</sub>贖<sub>レ</sub>勞<sub>一</sub>、補<sub>任</sub>諸国檢非違使及弩師<sub>上</sub>事」として、檢非違使は諸国の百姓が贖勞金を払って任じられ、弩師は年給をもつて充てられている実態を批判しているものである。

弩師についての認識と実態をうかがうことができるので、少々長くながるが弩師に関する部分をすべて引用する。

又縁辺諸国、各置弩師<sub>二</sub>者、為<sub>レ</sub>防<sub>三</sub>寇賊之来犯<sub>一</sub>也。臣伏見<sub>二</sub>本朝戎器<sub>一</sub>、強弩為<sub>レ</sub>神。其為<sub>レ</sub>用也、短<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>逐擊、長<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>守禦。古語相伝云、此器神功皇后奇巧妙思、別所<sub>二</sub>製作<sub>一</sub>也。故大唐雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>弩名<sub>一</sub>、曾不<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>此器之勁利<sub>一</sub>也。臣伏見、陸奥出羽両国、動有<sub>二</sub>蝦夷之乱<sub>一</sub>。大宰管内九国、常有<sub>二</sub>新羅之警<sub>一</sub>。自余北陸山陰南海二道、浜海之國、亦皆可<sub>レ</sub>備<sub>二</sub>隣寇<sub>一</sub>者也。而今件弩師、皆充<sub>二</sub>年給<sub>一</sub>、許<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>斥売<sub>一</sub>。唯論<sub>二</sub>備直之高下<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>問<sub>二</sub>才伎之長短<sub>一</sub>。故所<sub>二</sub>充任<sub>一</sub>者、未<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>軍器之有<sub>レ</sub>弩。况曉<sub>二</sub>機弦之所<sub>レ</sub>用乎。假令天下太平、四方無<sub>レ</sub>虞、猶宜<sub>二</sub>安不<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub>危、日慎<sub>二</sub>一日<sub>一</sub>。况万分<sub>二</sub>之一<sub>一</sub>、若有<sub>二</sub>隣寇挑<sub>レ</sub>死<sub>一</sub>者、空懷<sub>二</sub>此器<sub>一</sub>、孰人施用乎。伏望、令<sub>下</sub>六衛府宿衛等<sub>一</sub>。練習<sub>二</sub>弩射之術<sub>一</sub>、試<sub>二</sub>其才伎<sub>一</sub>、隨<sub>二</sub>其功勞<sub>一</sub>、充<sub>二</sub>任件国弩師<sub>一</sub>。然則人才適<sub>レ</sub>名、城戎易<sub>レ</sub>守。

縁辺諸国に弩師を置くのは寇賊の侵攻を防ぐためであるとし、弩の強力な武器としての有用性を述べたのち、陸奥・出羽両国は蝦夷の乱、大宰府は新羅に対する警備のため、それ以外の北陸・山陰・南海道の縁海諸国も「隣寇」に備えるためのものであるとする。ところが現状の弩師は年給をもつて売官され、任料の高下ばかりにとらわれてその技術が問われないどころか、武器に弩があることすら知らない者が任じられており、万が一のときに対応できないと批判し、六衛府宿衛等に弩の技術を習得させ、その功勞によって弩師に任命するようにと意見している。前半の諸国檢非違使とともに、諸国軍備のありように対してその任用の実態から危機感をもつて訴えているのである。

年給とは、一定の人々（給主）が毎年一定数（給數）の官職について任官させたい人（被給者）を推挙できる年官と、同様に叙位を推挙できる年爵を合わせた総称である。<sup>(58)</sup>三善清行が弩師について言う「年給」とは「年官」のことであり、給主は任料を得分とし、その高下に応じて被給者を弩師に推挙していることが指摘されているのである。この年官制度は寛平年間、とくに寛平六（八九四）～七年までに成立したとされ、<sup>(59)</sup>九世紀末から十世紀初頭ころまでには、受領などをのぞいて基本的に官職の年労や恩寵によって任官されるシステムへ転換していくことも明らかにされている。<sup>(60)</sup>弩師の問題もこの中で検討しなければならぬ。

実際に弩師が年給制度のなかに入っていたことは、『西宮記』巻二一分召の記事のなかに見える。一分召とは、一分官を任命する除目のことで、通常の除目とは別に行われることになっていた。一分官とは公廩一分の配分を受ける官で、当初は諸国の史生と国博士、国医師が該当した。したがって史生を減員して設置された弩師は一分官とされたことは先に指摘したとおりである。一分官である史生は式部判補であったから、『西宮記』は「卿參<sub>レ</sub>省行<sub>レ</sub>之、丞一人乗<sub>下</sub>結<sub>上</sub>唐尾<sub>上</sub>馬奉<sub>上</sub>引、卿乗<sub>上</sub>庇指糸毛車<sub>上</sub>、或於<sub>上</sub>里亭行<sub>上</sub>之」と式部省か式部卿里亭で行われると割書に記しているが、<sup>(61)</sup>本文によると式部卿が一分召を行うことを奏上し、それをうけて藏人頭が申文を集めて上卿に下して選定、奏聞し、当日は上卿が式部輔を陣下に召して下給することになっている。それは内給<sup>(62)</sup>二十人、三宮給、公卿給、省官給などの年給と諸司からの申文によるものからなっていた。『西宮記』では内給書様も附載され、内給二十人のうちに「因幡權弩師從八位上犬飼造今成〔作物所人〕」（一）

内は細字、割書部分。以下同じ）の記載もみえる。作物所人料に宛てるため犬飼造今成を因幡權弩師に任ずるものである。実際の一分召の例を記したものの、サンプルとしての架空の事例なのかは不明だが、弩師も一分召で任じられるうちに入っていることは確認されよう。

また年官には名替もよくみられる。名替とは、一旦補任されたものを停止して、給主がその推薦枠で別人に替えて申任するもので、本望でないとか病気であるとかを理由にすることが多く、また「不<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>任符<sub>一</sub>」という文言も定型化している。名替により給主は一回の申請権で複数回にわたる申任を行うことができ、実在の人物を申任していればそれだけ任料を得ることができ、一方で希望者がいない場合に暫定的に架空の作名者を申任し、後から希望者が出てきた場合に差し替えることも行われた。<sup>(63)</sup>

『類聚符宣抄』巻七諸国郡司天曆八年（九五四）七月二十三日付の式部省の申請にみえる出雲弩師桑原直生は名替のケースとしてもみてよいだろう。

式部省

白丁小田臣豊郷〔備中国小田郡人〕

望<sub>二</sub>当郡大領小田<sub>一</sub>遂津考解之替<sub>一</sub>

右去延喜廿一年造省料一分代、以<sub>二</sub>桑原直生<sub>一</sub>、去天慶三年五月申<sub>上</sub>補出雲弩師<sub>一</sub>。而不<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>任符<sub>一</sub>。秩滿仍停<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>宣旨<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>件豊郷<sub>一</sub>改<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>請如<sub>レ</sub>件。

天曆八年七月廿三日

権中納言從三位源朝臣兼明宣、奉<sub>レ</sub>勅、停<sub>二</sub>去延喜廿一年造省料一分代出雲弩師桑原直生<sub>一</sub>宣旨。宜<sub>下</sub>以<sub>二</sub>小田豊郷<sub>一</sub>改<sub>レ</sub>任備中国小田

郡大領小田遂津考解替上。

同年十二月廿九日

大丞藤原懐忠奉

延喜二十一年（九三二）の式部省造省料の一分官が未補となっており、天慶三年五月に桑原直生を出雲弩師に補したが、任符を授けず保留状態にしたままで秩満を迎えたため、まだその権利が残っているととして備中国小田郡人の小田豊郷を申任し、さらにそれを出雲弩師に替えて小田郡大領に申任するというものである<sup>(64)</sup>。したがって、桑原直生は出雲弩師としての実態はまったくなかったといつてよい。先に指摘したように名替の場合、最初に作名者を申任する場合もあったが、弩師は一分官なので、後述するように希望者がいない場合には二合を行うことができたので、あえて作名者を申任して名替することもないと考えられる。

## (2) 十世紀の弩師

桑原直生は弩師としての実態もなかったが、ほかに十世紀において弩師の具体名が知られる史料がある。

まず天慶三年（九四〇）三月七日「笠小門子家地林地田売券案」（東大寺文書四五―二二八）である。筑前国穂浪郡内の治田五町七段百歩・家一院・林地一町を源敏に売却した売券であるが、そのなかに、

十箇五里四垣辺田三段百八十歩 同箇四里卅三川原田一段

已上去延長七年三月廿二日前弩師穂波後生并同浦景等進券と、田地二か所計四段余を前弩師穂波後生らから延長七年に買得したものであることが記されている。その他の田地も同様に延長六年（九二八）～八年にかけて穂浪清景、穂浪浦景、前郡老穂浪幸生、穂浪安子

（後安子）、大江朝海、大江当明、放運らから買得されたものである。「穂浪後安子男子大江当明」とあることからすると、同じく穂波安子（後安子）と連記されている大江朝海も子であろうし、他もいずれも穂浪姓で類似する名も多いことから、一族だとみてよい。前弩師穂波後生は穂浪郡の郡司クラスで墾田開発を進めていたこの在有力層の一員だったと考えられる。だとすれば、大宰府弩師に任じられていた可能性は高い。

九世紀後半から十世紀にかけて富豪層など在地有力層と院宮王臣家等との結びつきが拡大していくとされているが、そのなかで院宮王臣家の年官として弩師に申任されたと推測される。

また天禄三年（九七二）五月三日「天台座主良源遺告」<sup>(65)</sup>には「大弩師」がみえる。良源が直接管理する房舎の後継者の指名、諸荘園からの収入の用途区分、法具類の遺産分け、葬儀の方法を記したもので、その中に、

三津御厨一所〔在出雲国島根郡〕

右島、故大弩師貫邦施入也、年料所海藻等、先充法華堂僧、次可充三不断念仏八講等僧供料<sup>(66)</sup>

と、出雲国島根郡の三津御厨が大弩師貫邦により延暦寺に寄進された荘園としてみえる。年料として法華堂僧と不断念仏八講等の僧供料として海藻を貢納することとしている。三津御厨は現松江府鹿島町御津に比定される<sup>(67)</sup>。そこは『出雲国風土記』島根郡条に「御津浜、広二百八歩〔有百姓之家〕。三島〔生海藻〕」とみえる御津浜、三島を中心とした地域に相当する。海藻が特筆されていることも、三津御厨の年料として海藻が貢納されていることにつながると考えられる。

「大弩師」、貫邦という人物、いずれも他にみえない。弩師なのかも含めて後考をまちたい。

### (3) 弩師の終焉

一分召の記録は十一世紀になるとほとんどみられず、『江家次第』にも項がないので、それまでには廃絶したとみられる。それは、一分官自体が形式上も消滅していったためであろう。九世紀末以降、受領が成立すると、介以下の任用国司は国務から排除されていく。同時に介以下が年給の対象となり、やがて公廩や正税などが枯渇し財政構造も大きく変化すると、任用国司は収入のあてもなくなり事実上の揚名官化していく。<sup>(88)</sup>

こうした状況は四等官以下の地位となる一分官に任じられても、被給者にはほとんど実利をもたらさないものとなり、希望者も激減する。そのため、申任されなかった一分一人と二分一人を合わせて三分一人を給する二合が認められるようになっていく。こうして一分官補任は事実上なくなっていく。つまり史生や国博士、国医師、弩師は事実上消えていくことになる。<sup>(89)</sup>

儀式書、年中行事書等に記す補任帳進上の儀の変化もみておこう。  
『延喜式』式部上には、

凡内外諸司主典已上、及諸国史生、博士、医師、陰陽師、弩師補任帳、毎年正月一日、七月一日、進太政官。<sup>(90)</sup>〔但藏人所料、六月二十月廿日進之。〕若有改官及歴名錯謬者、以朱側注。其解闕帳者、正月一日進。〔參議已上、不注解闕。〕又諸国秩滿帳者、正月一日進之。藏人所料又十二月廿日進。

と、諸国史生・国博士・国医師・陰陽師・弩師補任帳を毎年正月一日、七月一日に太政官に進上すると規定する。しかし『政事要略』巻二十八年中行事十二月上では「廿日以前式部省諸国主典已上料史生博士醫師秩滿帳進藏人所事〔年来廿日進之〕」、『小野宮年中行事』では元日に「同日式兵両省補任帳進太政官事」とのみみえ、弩師を含む補任帳進上は記載されなくなっていく。十世紀後半以降、弩師は任命されなくなったことを反映している。

### おわりに

以上、弩と弩師についてその全体像を再検討してみた。これまで論じられてきたことを確認するにすぎない部分も少なくないが、『日本書紀』や『陸奥話記』の弩は漢籍から引用で弩の使用実態を示すものではないこと、弩自体は節度使体制下ではじめて本格的に配備されたとみられること、九世紀にかけて東北の蝦夷対応で実戦にも配備されたが結局定着しなかったことは注意すべき点であろう。九世紀以降危機対応の一環で大宰府・鎮守府・陸奥・出羽以外にも弩師が設置されていたが、それは弩師が置かれなければ管理、使用できないほど弩は武器として定着していなかったことを示している。また弩師が広く設置されるようになるころから年官制度が成立し、弩師もそのなかに組み込まれたため、弩師自体が実効性をもった官職として機能していたかは疑問である。

では中国では重要な武器として機能していた弩が、なぜ日本では定着しなかったのか、中世の武器として継承されなかったのかは武士や戦争の特質とかわる問題として残されている。

〔注〕

- (1) 『日本国語大辞典』「いしゆみ【石弓・弩】」「おおもみ【弩・大弓】  
【ど】弩】」の各項。
- (2) 駒井和愛「古代支那に於ける弩の用法」『歴史学研究』一一四、  
一九三四。
- (3) 末永雅雄『上代の武器』、弘文堂書房、一九四一。
- (4) 瀧川次郎「律令禁物考—上・下—」『国学院大学政経論叢』一  
一一・一二、一九六二、佐伯有清「律令時代の禁書と禁兵器制」  
『日本古代の政治と社会』、吉川弘文館、一九七〇。
- (5) 板橋源「鎮守府弩師考」『岩手大学学芸学部研究年報』第八卷第  
一部、一九五五。
- (6) 近江昌司「本朝弩考」『国学院雑誌』八〇—一一、一九七九。以  
下、近江昌司は本論文による。
- (7) 榎木謙周「律令制下における技術の伝播と変容に関する試論」『歴  
史学研究』五一八、一九八三。
- (8) 加藤孝A「弩・弩台考」『東北学院大学論集 歴史学・地理学』  
七、一九七六、B「考古学上より見た古代野代宮跡(二)」『東北  
学院大学東北文化研究所紀要』一四、一九八三。
- (9) 胡口靖夫「八世紀前期の禁兵器制の実態」、林陸朗先生還暦記念  
会編『日本古代の制度と制度』、続群書類従完成会、一九八五。
- (10) 『姫原西遺跡』一般国道9号出雲、バイパス建設予定地内埋蔵文化  
財発掘調査報告Ⅰ、島根県教育委員会、一九九九、『伊治城—平  
成十一年度第二六次発掘調査報告書—』築館町文化財調査報告書  
第三集、築館町教育委員会、二〇〇〇。
- (11) 石原渉「収蔵資料 永初六年銘「弩」について」『観峰館紀要』  
三、二〇〇七。
- (12) 鄭淳一「貞観年間における弩師配置と新羅問題」『早稲田大学大  
学院文学研究科紀要 第四分冊』五六、二〇一一。
- (13) 五十嵐基善「天平期における節度使体制の軍事的意義について」  
『日本古代学』四、二〇一一。
- (14) 近江昌司は、弩は軍団に備えられた官器仗であるので、その弩を  
使つて弩手の教習が行われたとするが、そうすると弩手が「教習  
に赴く」とする令文と齟齬することになる。
- (15) 松本政春「大宝軍防令の復原的研究」『律令兵制史の研究』、清文  
堂、二〇〇二、初出一九七一。
- (16) 仁井田陞『唐令拾遺』、東京大学出版会、一九六四、初版一九三三。
- (17) 『法曹主要抄』中兵仗事、『訳注日本律令三 律本文篇下』擅輿律。
- (18) 日本古典文学大系『日本書紀』(岩波書店、一九六五) 欽明二十  
三年六月条頭註一。
- (19) 日本古典文学大系『日本書紀』天武元年七月壬寅条頭註九。
- (20) 近江昌司、胡口靖夫前掲注(9)論文。
- (21) 石原渉前掲注(11)論文
- (22) 前掲注(10)『姫原西遺跡』。
- (23) 前掲注(10)『伊治城—平成十一年度第二六次発掘調査報告書—』。
- (24) 石原渉前掲注(11)論文。
- (25) 『類聚三代格』卷五弘仁三年(八一二)十一月十五日太政官符など。
- (26) 『正倉院文書』正集第三十卷、続々修第三十五帙第五卷、同第六  
卷、『大日本古文书』一卷五八六—六〇四頁。出雲国計会帳の復

原、校訂については平川南「出雲国計会帳・解部の復原」『漆紙文書の研究』、吉川弘文館、一九八九、初出一九八四。

- (27) 近江昌司は、大石村主大國の還却を告げる節度使符が十一月十五日付で、出雲国府に到来するまで十五日を要していることから、大國は石見の節度使鎮所に参向した後、京に上り、京で弩の製造教習を受けて、直接帰国したとする。注目すべき指摘であるが、他にも十五日以上を要した節度使符が少なくとも四通あるので、問題が残る。なお、櫛木謙周前掲注(7)論文は節度使鎮所で伝授されたとする。

- (28) 節度使解のなかに天平五年九月二十七日付で「别当国司目正八位下小野臣淑奈麻呂事、右依九月一日口宣一件人注姓名附」駅申送事」とみえる。節度使から九月一日の口宣で造兵器別当を置くことが命じられ、出雲国では目の小野淑奈麻呂を選任してその名を九月二十七日付解に記し、駅に附して節度使へ上申したということである。節度使がそれを承認して十月十一日付で出雲国へ返答したと解することができる。

- (29) 五十嵐基善前掲注(13)論文  
(30) 松本政春「郡司の軍事指揮権とその基盤」『律令兵制史の研究』、清文堂、二〇〇二、初出一九八六。

- (31) 長門国弩師を任命する貞観十一年十一月二十九日太政官符（『類聚三代格』巻五）では「有弩機無其師」と指摘している。  
(32) 弩師設置を規定した『類聚三代格』巻五承和四年二月八日太政官符は、この陸奥国解を引用するが、当該部分を省略している。

- (33) 『続日本後紀』承和四年四月癸丑条、同六年四月丁丑条、同七年

三月辛丑条、同年同月壬寅条。淵原智幸「九世紀陸奥国の蝦夷・俘囚支配」『平安期東北支配の研究』、二〇一三、初出二〇〇四。  
(34) 『朝野群載』巻十一承平五年六月三日官宣旨に「右衛門志比部貞直」とみえる。

- (35) 板橋源前掲注(5)論文、加藤孝前掲注(8) A論文など。  
(36) 『陸奥話記』の引用は、尊経閣文庫所蔵本（貞享元年（一六八四）写）を底本とする日本思想大系『古代政治社会思想』（岩波書店、一九七九）所収本（大曾根章介校注）に拠った。傍線部については、国立国会図書館所蔵本を底本とする梶原正昭校注『陸奥話記』（現代思潮社、二〇〇六）所収本とも同じである。他本との校異をみても明白な誤りを除いて異同はないようである。

- (37) 上野武「『陸奥話記』と藤原明衡」『古代学研究』一二九、一九九三）は、これら奏状は藤原明衡の作であり、その関係から『陸奥話記』の作者も藤原明衡だとする。

- (38) 前掲注(36) 梶原正昭校注『陸奥話記』。  
(39) 大曾根章介「軍記物語と漢文学——『陸奥話記』を素材にして——」『大曾根章介 日本漢文学論集』第三卷、汲古書院、一九九九、初出一九六四、前掲注(36) 梶原正昭校注『陸奥話記』。

- (40) 九条家本延喜式裏文書、平安遺文四六〇九。

- (41) 『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）四月庚午条。

- (42) 板橋源前掲注(5)論文。

- (43) 高橋富雄「蝦夷」吉川弘文館、一九六三。

- (44) 工藤雅樹「多賀城の起源とその性格」伊東信雄・高橋富雄編『古代の日本八 東北』角川書店、一九七〇、同「多賀城の創建とそ

- の諸前提」伊東信雄教授還暦記念会編『日本考古学・古代史論集』吉川弘文館、一九七四、同『城柵と蝦夷』ニューサイエンス社、一九八九。
- (45) 福井俊彦「弘仁格二題」『日本歴史』四二二、一九八三。
- (46) 鈴木拓也「古代陸奥国の官制」『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八。
- (47) 鈴木拓也前掲注(46)論文。
- (48) 板橋源前掲注(5)論文。
- (49) 虎尾俊哉『延喜式』、吉川弘文館、一九六四。
- (50) 鄭淳一前掲注(12)論文。
- (51) 『類聚三代格』卷十八寛平六年九月十九日太政官符。出雲・隠岐の烽は天平年間の節度使体制下で一度、構築されていた(天平六年度「出雲国計会帳」、『出雲国風土記』)が、延暦年間に停廃された。また貞観期の危機対応でも、大宰府において烽が再整備されている(『類聚三代格』卷十八貞観十二年二月二十三日太政官符)。
- (52) 河合正治『瀬戸内海の歴史』(至文堂、一九六七)、西別府元日「平安時代初期の瀬戸内海地域」(『日本古代地域史研究序説』、思文閣出版、二〇〇三、初出一九九五)、松原弘宣「九世紀における対外交渉とその流通」(『古代国家と瀬戸内海交通』、吉川弘文館、二〇〇四、初出一九九九)。
- (53) 二〇一一年の東日本大震災を契機に貞観年間を中心とした奈良・平安期の地震、噴火、自然災害に対する関心が高まり、多くの研究が発表されている。さしあたっては保立道久『歴史のなかの大地動乱―奈良・平安の地震と天阜―』(岩波書店、二〇一三)などを参照。
- (54) 『三代実録』貞観十一年十月二十六日条では越智貞厚と記しているが、承和元年(八三四)に任命された遣唐使の一行に史生として加わり、帰国後仁寿二年(八五二)に大宰大典に任じられた越智貞厚と同一人物である(佐伯有清「承和の遣唐使の人名の研究」『日本古代氏族の研究』、吉川弘文館、一九八五、初出一九七八)。
- (55) 『類聚三代格』卷五貞観十一年十一月二十九日太政官符、『三代実録』同年十二月二日条。
- (56) 『三代実録』同日条にも「勅出雲国廢史生一員。置弩師一員。永以為例。即以權史生從八位下鷹高宿祢松雄為弩師。以善作弩也」とみえる。
- (57) 『続日本紀』延暦四年五月戊戌条。また『新撰姓氏録』右京諸蕃下に鷹高宿祢は「出自百濟國貴首王也」とみえる。鄭淳一前掲注(12)論文参照。
- (58) 尾上陽介「年爵制度の変遷とその本質」『東京大学史料編纂所研究紀要』四、一九九四、同「年官制度の本質」『史観』一四五、二〇〇一。
- (59) 時野谷滋「年給制度の成立」『律令封録制度史の研究』、吉川弘文館、一九七七。
- (60) 玉井力『平安時代の貴族と天皇』、岩波書店、二〇〇〇。
- (61) 『貞信公記抄』天慶元年(九三八)九月八日条「一分召、卿親王(敦実親王)申病由、不參省」、同天曆二年(九四八)五月十六日条「一分召、於卿(敦実親王)家行之之」、「小右記」長徳三年(九九七)二月二十三日条「一分召、於里第被行」、「後

二条師通記」寛治五年（一〇九二）十二月十五日条「裏書、開見吏部記之宛、一分召事被<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之、於<sub>レ</sub>私<sub>レ</sub>宛<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之云々」など、式部省や式部卿の里亭で行われた記録は散見する。なお長徳三年二月二十三日の事例を時野谷滋前掲注(59)論文は里内裏で行ったと解しているが、この年一条天皇は内裏に居るので（宅間直樹編『皇居行幸年表』、群書類従完成会、一九九七）、「里第」は式部卿邸と解すべきである。

(62) 内給とは天皇分の年料である（時野谷滋前掲注(59)論文）。

(63) 時野谷滋前掲注(59)論文。

(64) 『類聚符宣抄』卷七諸国郡司では、本国申請のほか、天慶二年（九三九）十二月二十七日に弁官給により刑部宿祿服秀が但馬国美含郡少領に任じられた例、貞元三年（九七八）九月七日に式部省給（厨家料）一分未補代として伴良田連定信を讃岐国多度郡大領に任じられた例などを掲載している。

(65) 天慶三年四月に源敏は、これらの穂波郡内の買得した田地すべてを姉源珍子の「忌日法事並益供等料」として観世音寺に寄進し、五月に筑前国衙に免除を申請している。これが観世音寺領高田荘となる（竹内理三「筑前国観世音寺史」『竹内理三著作集』第一巻、角川書店、一九九八、初出一九五五）。

(66) 廬山寺文書、平安遺文三〇五号、日本名跡叢刊『平安 慈慧大師自筆遺告』二玄社、一九七七。

(67) 『日本歴史地名大系 島根県の地名』、平凡社、一九九五。

(68) 小原嘉記「平安後期の任用国司号と在庁層」、『日本歴史』七三五、二〇〇九。

(69) 嘉保元年（一〇九四）二月二十二日「嘉保元年大間書」（柳原記録）四十六、『大日本史料』第三編之三、嘉保元年二月十二日条所収）には、陸奥国に按察使・権守・介・権介・大掾・少掾・少掾・少目・陰陽師・医師・弩師を記すが、補任者名は空白になっている。補任の実態がなく形式だけが残っているとみられるが（板橋源前掲注(5)論文）、そもそも一分召で任じられる弩師が通常除目結果を記す大間書に記載されること自体が問題である。